

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年3月16日

横浜市契約事務受任者  
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

横浜市風力発電所のピッチ制御装置等故障機器の交換

2 履行場所

横浜市風力発電所（神奈川区鈴繁町8-1）

3 契約日

令和4年3月15日

4 履行日又は履行期間

令和4年1月31日～令和4年3月25日

5 契約金額

¥1,177,668. - (内 地方消費税等相当額 ¥107,060. -)

6 契約の相手方（名称及び所在）

ベスタス・ジャパン株式会社 代表取締役 栗山 根年  
東京都港区虎ノ門5-1-5 メトロシティ神谷町8階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市風力発電所のピッチ制御装置が故障し、ブレードピッチ及びオートヨー制御不能となりました。オートヨー制御不能の風車は倒壊もしくは破損、その他第三者への危害を与える恐れがあつたため、早急に原因の特定を行い制御可能状態にする必要があるので調査し、故障の見つかった機器を交換する必要があります。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市風力発電所はヴェスタス株式会社製の風車であり、当該会社が独自に開発・製造を行った設備です。ベスタス・ジャパン株式会社はヴェスタス株式会社が開発・製造した機器の保守点検業務を行うために設立され、同等の技術及び専門技術者を有している唯一の代理店です。

また早急な対処が必要かつ対処可能だったため相手方として選定しました。

## 9 所管課

環境創造局環境エネルギー課